

【 注射 】

３１０ 癌性疼痛に伴う鎮痛等に対するハロペリドール【注射薬】の算定について

《令和６年９月３０日》

○ 取扱い

次の傷病名等に対するハロペリドール【注射薬】（セレネース注等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 癌性疼痛に伴う鎮痛
- (2) 認知症に伴う不眠症

○ 取扱いを作成した根拠等

セレネース注の添付文書の効能・効果は、「統合失調症、そう病」であり、作用機序に「中枢神経系におけるドパミン作動系、ノルアドレナリン作動系等に対する抑制作用が想定されている」と記載されている。

癌性疼痛に伴う鎮痛や認知症に伴う不眠症は、神経伝達物質のノルアドレナリンが分泌されることがあるが、抗精神病剤である本剤の投与は、適応外である。

以上のことから、上記(1)(2)の傷病名等に対するハロペリドール【注射薬】（セレネース注等）の算定は、原則として認められないと判断した。